

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり

せ い ど が い よ う へ ん
制度概要編



ハニワ部長

えんりよ そうだん
遠慮なくご相談ください！

はっ こう れいわ ねん がつ
発行 | 令和8年3月

 堺市
SAKAI CITY

もくじ 目次

1	ほご しゅるい 保護の種類について	1
2	かさん 加算について	3
3	りんじてき ひよう 臨時的な費用について	4
4	まいつき しはら 毎月の支払いについて	6
5	いりようきかん りようほうほうなど 医療機関の利用方法等について	6
6	ちくたんとういん けーすわーかー やくめ 地区担当員（ケースワーカー）の役目について	8
7	みんせいいいんじどういん やくめ 民生委員児童委員の役目について	9
8	そうだん 相談について	9

1 ほご しゅるい 保護の種類について

ほご がいし かた せいかつじよう ひつよう おうじて つぎ ふじよ う
保護が開始となった方は、生活上の必要に応じて、次の扶助を受けられます。

※ しゅうにゆう ほご う ばあい
収入があっても保護を受けられる場合があります。

しゅうにゆう せいかつ ほご かんけい けつてい ちようさへん らん
収入と生活保護の関係は「決定・調査編」をご覧ください。

① せいかつ ふじよ 生活扶助

まいにち せいかつ ひつよう しょくひ こうねつすいひ ひよう せたい にんずう せたいいん ねんれい さんしゅつ
毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。世帯の人数や世帯員の年齢により算出
されます。また、せたい じゅうきよう おうじて ほしかさん じどうよういくかさん しょうがいしゃかさん かくしゅ
加算を認定できます。「加算について」(3 ページ) をご確認ください。せいかつ ふじよ げんそく きんせん
給付で行われます。

② 教育扶助

義務教育を受けるに当たり必要な学用品代、給食費、クラブ活動費などの費用が支給されます。教育扶助は原則として金銭給付で行われます。

③ 住宅扶助

家賃、地代または住宅の修理費などの費用が定められた限度額以内で支給されます。住宅扶助は原則として金銭給付で行われます。また、保健福祉総合センターが家賃等を家主等に直接納付する代理納付制度もあります。転居時の敷金等についても条件を満たせば支給できることがありますので、保健福祉総合センターにご相談ください。

④ 医療扶助

病気やケガなどをした場合の医療に必要な費用です。医療扶助は原則として現物給付（医療機関に保健福祉総合センターが直接医療費等を支払うこと）で行われます。保険適用内の治療であれば原則、自己負担は発生しません。治療材料や施術等についても支給対象となる場合があるため、「医療機関の利用方法等について」（6ページ）をご確認ください。

⑤ 介護扶助

介護認定を受けている方が介護サービスを受ける際に必要な費用が支給されます。医療扶助と同様に、原則として現物給付（介護事業者に保健福祉総合センターが直接サービス費等を支払うこと）での支給となります。原則、自己負担は発生しません。住宅改修や福祉用具等も支給対象となっているため利用を希望する際は保健福祉総合センターにご相談ください。

⑥ 出産扶助

出産に必要な費用が限度額以内で支給されます。

⑦ 生業扶助

高等学校に就学するために必要な費用や就職するために必要となる技能・資格の修得にかかる費用、就職決定後、就職に向けた支度のための費用が支給されます。

⑧ 葬祭扶助

葬儀に要する費用が限度額の範囲内で支給されます。

2 加算について

種類	説明
基準生活費	個人単位の費用と世帯単位の費用で計算された月毎の生活費
加算	基準生活費において配慮されていない個別的な特別需要を補てんするもの

【加算制度の趣旨】

例えば、障害者の場合などは健常者と比較して多くの経費が必要となります。このような特定の状態にある人は特別な経費を必要としますので、特別経費分の基準を加算と呼んで基準生活費とは別に計算して支給します。

【加算の例】

加算の種類	対象者の概要 (※)
障害者加算	障害年金1級、2級相当の障害程度にある方など
重度障害者加算	重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする方
家族介護料加算	障害により日常生活のすべてについて介護を必要とする方を介護するその方と同一世帯の方
児童養育加算	高等学校修了前の児童の養育にあたる方
母子加算	ひとり親世帯において児童を養育する方
介護保険料加算	介護保険の第1号被保険者で普通徴収の方法によって保険料を納付する方
妊産婦加算	妊婦及び産婦の方

※ 以上の記載は概要であるため、各加算の詳細な算定要件は、保健福祉総合センターにお問い合わせください。また、上記のほか、介護施設入所者加算などの加算があります。

3 臨時的な費用について

【一時扶助の趣旨】

通常予測される生活に必要な出費や臨時的な出費については、基準生活費や加算等をやり繰りして捻出いただくこととなりますが、予想外の事由により臨時に多額の出費が生じた場合等には、特別の需要が生じます。

この場合、月々の保護費のやり繰りだけでは対応することが難しいことから特定の条件を満たす場合には一時扶助を支給します。臨時的な費用の支給に当たっては、多くの場合、事前の相談と見積書や領収書の提出が必要となりますのでご注意ください。

【一時扶助の例】

一時扶助の種類	支給要件の概要（※）
更新料、火災保険料	アパートや借家の契約更新時等に必要やむを得ない場合 (申請時に金額が分かる明細書等が必要になります)
被服費、布団代	保護開始時や長期入院(入所)後、退院(退所)した際に現に使用する被服・ 布団がない又は全く使用に堪えなくなった場合
おむつ代	常時失禁状態で、紙おむつ等が必要なとき (月額上限額あり)
転居費用	真にやむを得ない理由があつて転居が必要なとき (例: お住いの賃料が生活保護 基準より高額な場合など)
移送費	通院、通所等に交通費が必要なとき(必要最低限度の額。通院の証明や領収書 等が必要ながあります。)。また、傷病や障害等の状況によってはタクシーの 利用が可能な場合があります (医師の意見等が必要)。
家具什器費	炊事用具、食器、暖房器具、冷房器具等、最低生活に必要な家具什器につい て、保護開始時や長期入院(入所)後、退院(退所)した際に持ち合わせがない 場合や、転居時の設備の相違、災害による喪失等により購入する必要があるとき (災害等を理由としない家具の故障については支給対象外です)

※ 以上の記載は概要であるため、詳細な支給要件は、保健福祉総合センターにお問い合わせください。また、上記のほか、小・中学校に入学する際に必要な費用を支給する入学準備金など様々な

種類の一時扶助があります。臨時的な出費がある場合は、保健福祉総合センターにお問い合わせ
してください。

【エアコンについて】

保護開始申請時点で現住居にエアコンの設備がない、または保護受給中に転居する際に前住居の
エアコンが備え付けであり、新住居にエアコンがない場合などには支給可能な場合があります。詳しくは
保健福祉総合センターにお尋ねください。

4 毎月の支払いについて

【原則】

生活保護費は、月単位で計算し、原則として毎月1日にその月の1か月分を支給します。

ただし、1日が土・日・祝日の場合は、その前の平日になります（年度末を除く）。

口座が作れないなどの特別な場合を除き、原則口座払となります。

【緊急の場合】

急遽費用が必要な場合（転居費用を期限までに支払う必要がある場合など）には、月の20日頃に
口座に支払う「追給払い」等があります。詳しくは保健福祉総合センターにご確認ください。

5 医療機関の利用方法等について

【医療機関の利用方法】

保護が開始されると、国民健康保険証や後期高齢者医療被保険者証は使えなくなります。また、国民
健康保険と一緒に使っている重度障害者医療・子ども医療・ひとり親家庭医療の受給者証も使えなくな

ります。そのため、医療機関にかかるときは、受診される医療機関等を事前に届け出たうえで、「保険証として利用するマイナンバーカード（マイナ保険証）」を医療機関に提示してください。

- マイナンバーカードをお持ちでない方

生活保護の「医療券」を医療機関に提示することで受診することができます。

- 受診できる医療機関

生活保護法による指定医療機関に限られます。受診しようとする医療機関が生活保護法に基づく指定を受けているかについては、保健福祉総合センターにご確認ください。

【医療券について】

「医療券」は、保健福祉総合センターの窓口で届出を行っていただいた後、お渡ししますが、電話での受付も可能です。電話での依頼の際は、通院する医療機関・お名前・生年月日等をお伝えください。

医療券は、月単位で医療機関ごとに交付されます。月が変わって受診するときは、新たに医療券が必要となります。また、調剤薬局を利用する場合には、同様に「調剤券」が必要となります。医療券や調剤券を使用しなかった場合には、保健福祉総合センターへ返却してください。

【急病等により医療券を取りに来られない場合】

急病などで休日・夜間に受診しなければならない場合には、「生活保護受給者証」もしくは「保険証として利用するマイナンバーカード（マイナ保険証）」を医療機関に提示してください。その後、保健福祉総合センターに速やかに連絡してください。

【治療材料の給付が必要な場合】

医師から治療材料(眼鏡・コルセットなど)が必要との指示があった場合、医師の意見書や「治療材料券」が必要となりますので、治療材料の購入前に保健福祉総合センターにご相談ください。

【施術を受ける場合】

施術（柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ）を受ける場合、事前に保健福祉総合センターへご相談ください。施術を受けるためには、事前の届出等の手続きが必要となります。

【社会保険に加入している場合】

働いている方で雇用先の健康保険に加入されている場合は、引き続き使用してください。ただし、その場合でも医療券や調剤券は必要となります。また、保険証の資格の取得又は喪失、変更があった際は、速やかに保健福祉総合センターへ届け出てください。

【医療扶助で支給できないもの】

入院時の差額ベッド代など、保険外診療に係る費用については原則、医療扶助の適用ができず自己負担となります。

【後発医薬品の使用について】

医師が後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用が可能であると判断した場合には、後発医薬品を原則として使用することになります。

※ 後発医薬品とは、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効き目をもつ医薬品のことです。

生活保護に問わず、国民健康保険など他の医療保険においても、できるだけ後発医薬品が使われるように取組を進めています。

6 地区担当員（ケースワーカー）の役割について

保健福祉総合センターにはあなたの地区担当員（ケースワーカー）がいます。地区担当員

（ケースワーカー）はあなたの家庭を訪問し、相談に応じたり、指導、助言、必要な調査をします。また、

民生委員児童委員をはじめ関係機関の協力を得て援助をします。困ったことがあれば地区担当員

（ケースワーカー）に相談してください。秘密は固く守りますのでご安心ください。

7 民生委員児童委員の役目について

民生委員児童委員は地域での生活に困っている方の相談にのってくれる人で、保健福祉総合センターとは協力関係にあります。生活保護に関することをはじめ、社会福祉全般にわたっての相談に応じますので必要に応じてご相談ください。もちろん、その内容についての秘密は守られます。

8 相談について

お住いの区の保健福祉総合センター生活援護課に相談してください。

【連絡先】

区	住所	連絡先	公共交通機関
堺保健福祉総合センター 生活援護第一課 生活援護第二課	堺市堺区南瓦町3番1号 (市役所 本館2階)	TEL : 072-228-7498 FAX : 072-228-7870	(南海高野線) 堺東 (南海バス) 堺東駅前
中保健福祉総合センター 生活援護課	堺市中区深井沢町2470 番地7 (中区役所2階)	TEL : 072-270-8191 FAX : 072-270-8103	(南海泉北線) 深井
東保健福祉総合センター 生活援護課	堺市東区日置荘原寺町195 番地1 (東区役所2階)	TEL : 072-287-8110 FAX : 072-287-8117	(南海高野線) 萩原天神
西保健福祉総合センター 生活援護課	堺市西区鳳東町6丁600 番地 (西区役所3階)	TEL : 072-275-1911 FAX : 072-343-5050	(JR 阪和線) 鳳 (南海バス) 西区役所前
南保健福祉総合センター 生活援護課	堺市南区桃山台1丁1番1号 (南区役所3階)	TEL : 072-290-1810 FAX : 072-290-1818	(南海泉北線) 梅・美木多 (南海バス) 梅・美木多駅
北保健福祉総合センター 生活援護課	堺市北区新金岡町5丁1番 4号 (北区役所3階)	TEL : 072-258-6751 FAX : 072-258-6678	(南海バス) 北区役所前・しもつ池 (OsakaMetro御堂筋線) 新金岡
美原保健福祉総合センター 生活援護課	堺市美原区黒山167番地1 (美原区役所2階)	TEL : 072-363-9315 FAX : 072-362-0767	(南海バス) 美原区役所前 (近鉄バス) 美原区役所前